

改正離島振興法の概要

国土交通省 国土政策局 離島振興課

はじめに

離島振興法の一部を改正する法律は、第210回国会に衆議院国土交通委員長により令和4年11月9日に同委員会に提案され、同日に衆議院国土交通委員会及び翌10日の衆議院本会議において、また15日の参議院国土交通委員会、18日の参議院本会議において、いずれも全会一致で可決され成立しました。その後11月28日に公布、一部施行され、令和5年4月1日から実施されております。

離島振興法は、昭和28年に議員立法により制定され、以後10年ごとに議員立法により改正されてきました。今回の改正にあたっては、自民党の離島振興特別委員会において、令和3年3月から関係者や各省庁からのヒアリングを基に精力的なご議論が行われ、「新しい離島振興の基本方策(大綱)」として法改正にお

ける基本的な方向性が示されました。また、公明党の離島振興対策本部においても、現地調査の成果も踏まえつつ「新たな離島振興ビジョン2022」がとりまとめられました。その後、野党のご意見を取り入れて頂きながら改正内容を固めて頂き、成案に至りました。これまで法改正に向けて国会議員の先生方には多大なるご尽力を頂きました。

ここで以下に、改正離島振興法について概説いたします。(次の図中の左側が旧法の内容、右側が今回改正で新たに盛り込んだ内容になります。)

改正離島振興法の概説

第一 総則的事項

(1) 目的の改正(第1条関係)

離島の役割として、「再生可能エネルギーの導入及び活用」が追加されるとともに、離島振興における

の市町村による広域的な連携の確保や市町村に対する必要な情報提供等が想定されています。

第二 離島振興計画の記載事項の充実等(第4条、第7条の4関係)

都道府県が策定する離島振興計画の記載事項を充実させるため「計画の目標、期間の設定」、「計画のフォローアップに関する事項」、「地域の特性に応じた産業振興に関する事項」が追加されています。離島振興計画にPDCAサイクルの観点を盛り込み、その下で都道府県と市町村が一丸となって産業振興に取り組むことが重要であるとの考えからです。

また、エネルギー価格の高騰は離島住民の生活に重大な影響を及ぼすことから、国が公表する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業の中に、石油製品の価格の低廉化に関する事業を含むことが明記されています。

第三 離島地域に対する配慮規定の充実

(1) 医療(第10条関係)

離島における医師不足等の状況に鑑み、医療における支援の充実を図る観点から、「医師の確保等の医療の充実」について特別な配慮とする

関係人口のような「島外の人材を巻き込んでいく視点」が追加されます。再生可能エネルギーに関しては、自然豊かな離島地域がその普及にあたって重要な役割を果たすべきである、という考えに立ったものです。また、関係人口に関しては、人口減少が進む中で離島振興に取り組むにあたり、離島と継続的な関係を有する人々の拡大が重要であることを踏まえたものです。

(2) 都道府県の責務(新設)(第1条の3関係)

離島市町村を支え、離島振興を担う都道府県の役割を明確にするため、「都道府県による離島市町村への支援の努力義務」が新設されています。人口減少や高齢化が進展している中で、効果的な離島振興を進めていくためには、最前線で離島振興施策を実施している市町村を支える都道府県の役割が高まっていることによるものです。具体的には、複数

政 策

離島振興法の一部を改正する法律 概要

令和4年11月28日公布
令和5年4月1日施行

旧法に規定されている主な事項	今般の改正事項
<p>1. 法の目的 「」内の条文は一部要約したもの</p> <p>・「領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等重要な役割を担う離島が、厳しい自然的社会的条件下にあることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。」</p>	<p>I. 総則的事項</p> <p>(1) 目的の改正【第1条】</p> <p>①離島の役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加 ②離島振興において、「関係人口」のような島外の人材を巻き込んでいく視点を追加</p> <p>(2) 都道府県の責務（新設）【第1条の3】</p> <p>・都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設</p>
<p>2. 国の責務</p> <p>・「国は、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。」</p>	<p>II. 離島振興計画の記載事項の充実等</p> <p>(1) 基本方針等に「橋梁の整備」を明記【第3条】</p> <p>(2) 離島振興計画の記載事項の充実【第4条】</p> <p>①計画の目標及び期間・フォローアップに関する事項 ②地域の特性に応じた産業振興に関する事項 ③都道府県による離島市町村への支援に関する事項 (3) 石油製品の価格の低廉化に関する事業の公表を明記【第7条の4】</p>
<p>3. 離島振興対策実施地域の指定</p>	<p>III. 離島に対する配慮規定の充実</p>
<p>4. 離島振興基本方針</p> <p>・「都道府県は、離島振興基本方針に基づき、離島振興計画を定めるよう努めるものとする。」(策定時は市町村が案を作成)</p> <p>基本的な方針のほか、交通、通信、産業、雇用、生活環境、医療、介護、福祉、教育、再エネ、防災等について記載</p>	<p>(1) 医療【第10条】</p> <p>・住民が安心して生活できるよう、医師不足等の状況に鑑み、医師の確保等の医療の充実について特別の配慮とする。</p> <p>・地理的な制約を和らげ、住民負担の軽減に資する「遠隔医療」について配慮規定に明記</p> <p>(2) 介護・福祉【第10条の2、第11条】</p> <p>・介護の担い手不足が深刻化する中、離島の介護従事者を確保するため「島内人材等の活用促進」、「介護ロボットの導入」について配慮規定に明記</p> <p>・多様な方々が離島に住み続けられるよう「障害者福祉」、「児童福祉」についても配慮規定に明記</p>
<p>5. 離島振興計画</p>	<p>(3) 交通・通信【第12条、第13条】</p> <p>・「高速安定航行が可能な船舶などの船舶・航空機に対する設備投資」、「ドローンの活用」について配慮規定に明記</p> <p>・情報通信基盤はICT活用のための基礎的インフラであるため、高度情報通信ネットワークの充実について特別の配慮とする。</p> <p>・高度情報通信ネットワークの充実を図る上で離島の負担となりうる「維持管理」について配慮規定に明記</p>
<p>6. 補助割合の特例、離島活性化交付金等</p>	<p>(4) 産業振興【第14条】</p> <p>・昨今の社会の変化を踏まえ、「場所に制約されない働き方の普及」について配慮規定に明記</p> <p>(5) 就業促進【第14条の2】</p> <p>・人口減少が進む離島において、担い手確保を図るため、「高齢者の就業促進」について配慮規定に明記</p>
<p>7. 離島に対する各種配慮規定</p>	<p>(6) 生活環境整備【第14条の3】</p> <p>・定住促進を図る上で有効な空家改修による住宅の確保を促進するため、「空家活用」について配慮規定に明記</p> <p>(7) 教育【第15条】</p> <p>・将来の関係人口にもつながる「離島留学」及び教育の質の向上等につながる「遠隔教育」について配慮規定に明記</p> <p>・小中学校を含む公立学校の教職員の定数・処遇について配慮規定に明記</p>
<p>【公共事業について特別の配慮】</p> <p>【地方債について特別の配慮】</p> <p>【医療】</p> <p>・医師の確保等の医療の充実について適切な配慮</p>	<p>(8) エネルギー【第17条の3】</p> <p>・全国的な脱炭素化の動きが高まる中、「再生可能エネルギーの利用推進施策の充実」や「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用」について配慮規定に明記</p> <p>(9) 防災【第17条の4】</p> <p>・離島の風水害や地震への対策を進めるため、「事前防災、減災等に資する国土強靱化」について配慮規定に明記</p>
<p>【介護・福祉】</p> <p>・介護サービスの提供、従事者確保等について適切な配慮</p> <p>・福祉施設の整備等について適切な配慮</p>	<p>(10) 感染症発生時等（新設）【第17条の5】</p> <p>・感染症が発生した場合等における離島の住民生活の安定及び福祉の向上について配慮規定を新設</p> <p>(11) 小規模離島への配慮（新設）【第17条の6】</p> <p>・高齢化が進む小規模離島について、「日常生活に必要な環境の維持が図られるよう配慮する規定を新設」</p>
<p>【交通・通信】</p> <p>・交通の確保充実等について特別の配慮</p> <p>・高度情報通信ネットワーク等の充実について適切な配慮</p>	<p>(12) 規制の見直し（新設）【第18条の2】</p> <p>・離島に係る規制の見直しについて提案があった場合の配慮規定を新設</p>
<p>【産業振興】</p> <p>・農林水産業の生産基盤強化等について適切な配慮</p>	<p>IV. 離島振興法の法期限の延長【附則第2項】</p> <p>離島振興法の法期限を10年間延長する（令和14年度末まで） ※改正後5年経過した場合、必要に応じて見直し等を講じる</p>
<p>【就業促進】</p> <p>・職業能力開発のための施策等について適切な配慮</p>	
<p>【生活環境整備】</p> <p>・住宅等、生活環境の確保のための施策について適切な配慮</p>	
<p>【教育】</p> <p>・島外の学校に通学する生徒等への支援について適切な配慮</p> <p>・教職員の確保について特別の配慮</p> <p>・学校教育の充実、生涯学習振興について適切な配慮</p>	
<p>【エネルギー】</p> <p>・再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮</p>	
<p>【地域文化振興について適切な配慮】</p> <p>【観光振興・地域間交流について適切な配慮】</p> <p>【自然環境の保全再生について適切な配慮】</p>	
<p>【防災】</p> <p>・防災対策の推進について適切な配慮</p> <p>【その他法律の規定の運用等について適切な配慮】</p>	
<p>8. 離島振興法の法期限（令和4年度末まで）</p>	

とともに、「遠隔医療」について配慮規定に明記されています。離島地域では、医師等の医療人材の確保が非常に困難である等、医療体制が脆弱であり、住民にとって大きな不安要素となっています。また、オンライン診療をはじめとした遠隔医療は、四方を海で囲まれた離島地域の隔絶性を和らげ、住民の負担軽減に資する、この考えによるものです。

なお、配慮規定とは、離島が厳しい自然的社会的条件下にあることに鑑み、離島の振興について、国及び地方公共団体の積極的な取組姿勢を示すために規定されており、特に「特別な配慮」としているものは、各分野横断的な事項や、離島住民にとって極めて喫緊な事項に限定されています。

(2) 介護・福祉 (第10条の2、第11条 関係)

離島地域の高齢化が急速に進み、介護の必要性が高まっている一方、介護の担い手不足が深刻化しています。そのため、「島内人材等の活用促進」、「介護ロボットの導入」について配慮規定に明記されています。また、多様な方々が離島に住み続けられるよう、「障害者福祉」、「児童

福祉」についても配慮規定に明記されています。

(3) 交通・通信 (第12条、第13条関係)

離島航路や離島航空路は赤字路線も多く、使用される船舶や機体の老朽化も進んでおり、ジェットフォイルを含む船舶や航空機の更新が喫緊の課題となっています。そのため、「高速安定航行が可能な船舶、いわゆるジェットフォイルなどの船舶や航空機に対する設備投資」について、配慮規定に明記されています。また、離島地域の物流効率化に向け、「ローンの活用」について配慮規定に明記されています。

情報通信基盤の整備は、遠隔医療や遠隔教育をはじめ、物流、産業等の各方面でICTを活用した取組に不可欠な基本的インフラです。離島地域のデジタル化は、四方を海で囲まれているという条件不利性を克服する可能性を有していることから「高度情報通信ネットワークの充実」について特別な配慮をするともに、「維持管理」についても離島地域に過大な負担とならないよう配慮規定に明記されています。

(4) 産業振興 (第14条関係)

「コナ禍やICT技術の進展等に

よって一層広がりを見せるリモートオフィス、ワーケーション等を通じて離島地域への移住や定住を促すことは、離島地域の持つ魅力的な地域資源を活用し、今までと違った新たな産業や雇用を生み出す契機となります。産業振興を図るうえで、こうした観点からの取組も重要であるとの考えから、「場所に制約されない働き方の普及等の社会の変化を踏まえる」旨が配慮規定に明記されています。

(5) 就業促進 (第14条の2 関係)

離島地域において担い手確保を図るためには、島内人材を最大限活用していくことが求められます。特に、高齢化が進展している離島においては、高齢者にも積極的に「活躍して頂くため」、「高齢者の就業促進」について配慮規定に明記されています。

(6) 生活環境整備 (第14条の3 関係)

UIJターナー者の定住促進のためには島内における住宅の確保が不可欠であり、特に土地の狭隘な離島地域にとっては空き家を積極的に活用することが重要です。そのため、「空き家改修等による「空き家活用」について配慮規定に明記されています。

ます。

(7) 教育 (第15条関係)

離島は豊かな自然環境や多様な文化に恵まれ、教育の場として都会ではできない魅力的な体験を提供するなど、大きな可能性を持っています。そのため、離島地域の小規模な学校の維持や活性化のみならず、離島住民との交流等を通じ、将来の関係人口にもつながる「離島留学」、教育の質の向上や機会の拡大等につながる「遠隔教育」について配慮規定に明記されています。

また、離島地域において、教職員の確保が大きな課題であるとともに、優れた人材を確保し、学校教育の水準を維持することが重要であるため、小中学校を含む公立学校の教職員の定数・処遇について配慮規定に明記されています。

(8) エネルギー (第17条の3 関係)

離島地域は風力、波力、太陽光などの豊富な自然エネルギーに恵まれています。全国的にも脱炭素化の動きが高まる中、離島地域においても再生可能エネルギーの活用を進めることはエネルギーの地産地消に資するばかりでなく、島外にエネルギー

政 策

を移出することで新たな産業の創出にもつながる可能性を秘めています。そのため、「再生可能エネルギーの利用推進施策の充実」や「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用」について配慮規定に明記されています。

(9)防災（第17条の4関係）

地形が急峻で集落が沿岸部にあることも多い離島地域は、さまざまな災害を受けやすい条件下にあります。そのため、風水害や地震、津波等への対策を進めるため、「事前防災、減災等に資する国土強靱化」について配慮規定に明記されています。

(10)感染症発生時等（新設）（第17条の5関係）

昨今の情勢に鑑み、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、他の地域の住民とできる限り同様の生活条件が保たれるようにすることが重要であることから、「感染症が発生した場合等における離島の住民生活の安定及び福祉の向上」について、新たな配慮規定として新設されています。

(11)小規模離島への配慮（新設）（第17条の6関係）

人口減少や高齢化の急速な進展により、地域の担い手確保が困難となり、例えば商店の閉鎖に伴って、買い物環境が失われるなどの課題が生じるような島が出てきています。そのため、高齢化が進む「小規模離島」において日常生活に必要な環境の維持が図られるよう配慮すること」が新たな規定として新設されています。

(12)規制の見直し（新設）（第18条の2関係）

国が行う規制について離島地域の自然的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、「離島に係る規制の見直しについて提案があった場合に配慮すること」を新たな規定として新設されています。

第四 離島振興法の法期限の延長（附則第2項、改正附則第4条関係）

離島振興法の法期限が令和14年度末までと、10年間延長されています。

なお、離島振興に関する施策を効果的に推進するためには、社会経済情勢の変化を踏まえて必要な見直し

を柔軟に行うことが重要であることから、改正後5年を経過した場合に、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされています。

第五 国の負担若しくは補助又は交付金に関する経過措置（新設）（改正附則第3条関係）

令和5年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付に係る事業等で、都道府県が新たに離島振興計画を定めるまでの間に、離島の振興のために緊急に実施する必要があるものについては新法の規定を適用することが可能となる経過措置が新たに設けられています。

おわりに

令和5年度予算においては離島振興法改正の趣旨を踏まえ、「離島活性化交付金」に加えて、新たに「離島広域活性化事業」を創設することで、支援メニューを拡充しました。例えば、デジタル技術実装に向けた取組、小規模離島等生活環境の取組、外装も含めた空き家改修の取組等への支援等ができるようになりました

が、これで十分だとは思っていません。まずは第一歩ではありますが、離島自治体にはぜひ有効に活用して頂きたいと思っています。

離島の抱える課題は、日本全体が抱える課題が複合的かつ先鋭的に表れています。この意味で離島の課題に対応することは、日本の課題解決に向けた道標になるものです。離島振興法でお示し頂いた方向に向かってしっかりと歩んでいきたいと思えます。

お問合せ先
国土交通省 国土政策局
離島振興課
担当：塚本 邦芳
電話：03-5253-8421
(直通)

● 休刊のお知らせ ●
5月1日付、5月8日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。
第3239号は5月15日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。



▲多摩川源流部に位置する小菅村は豊かな自然に囲まれている

多摩川源流の郷 山梨県小菅村を訪ねて

山梨県
小菅村



村の概要

山梨県小菅村は山梨県の北東部、都内を貫流する多摩川の源流部に位置しており、東京都奥多摩町と接している。8つある集落のうち7集落は多摩川水系の小菅川沿い、1集落は相模川水系の鶴川沿いに位置する。標高は530mから2,000mと高低差に富み、村の面積の95%を森林が占める。また、

約3割が東京都の水源涵養林。都心から約80kmの距離にありながら、豊かな自然に囲まれている。

令和5年2月現在の人口は652人、高齢化率は47%。

小菅村では地域活性化のためのさまざまな取組が行われており、メディアで取り上げられることも多い。私たちはそんな小菅村を訪ね、村内施設を巡りながら村の皆さまにお話をうかがった。今回はその一部を紹介したい。

株式会社源

100%村出資の株式会社で、観光分野を中心に、村内のヒト・モノを活かした産業の振興を目指して事業を実施している。小菅村の資源を活かしたイベントやツアーの企画、小菅村人ポイントカードの発行やこすげ村情報サイト「こ、こすげえー」の運営とともに、小菅の湯、道の駅こすげ、フォレストアドベンチャーこすげの管理運営を担っている。

(1)小菅の湯

平成6年に村営の日帰り温泉としてオープン、平成29年からは株式会社源が運営している。

高アルカリ性温泉で、美肌効果が期待できることから「美人の湯」としての評判も高い。村民のみならず、隣接

フォーラム

する大月市や東京方面から訪れる客も多い。

併設の食事処「ひのき」では小菅村ならではのメニューが豊富に用意されており、村名産の新鮮なわさびを使用した風味豊かな「生わさび丼」を味わうことができる。

(2)道の駅こすげ

平成27年にオープン。小菅村の食材を使った料理を提供する「源流レストラン」、地元の特産品を販売する「物産館」、展示・体験コーナー「ふれあい館」から成る。

源流レストランでは、石窯で焼くピザをはじめ、小菅村の山の幸、川の幸を使ったイタリアンが楽しめる。



▶食事処「ひのき」の生わさび丼

▶小菅の湯



物産館では、四季折々の農作物や山菜、キノコなど、小菅村ならではの食材が販売されているほか、コンニャクや蕎麦、工芸品も取り揃えられている。また、令和3年6月には、道の駅で初めて「ふるさと納税自動販売機」が設置され、大きな話題となった。

ふれあい館では、小菅村を知ってもらうための情報発信を行っており、タッチパネル式の情報端末が設置されているほか、さまざまな展示が行われている。

(3)フォレストアドベンチャーこすげ
平成25年、道の駅こすげの隣にオープンしたアスレチック施設。自然の樹木や地形を利用したコースで、木に登り、渡り、滑り降りるというアクティビティが楽しめる。

コースは2種類。アドベンチャーコースの目玉となるのが130m超のジップスライドで、里山に張られたワ

イヤーロープを滑車で一気に滑り降りる疾走感は格別。木から木へ移動するアクティビティもスリル満点で、最高地点は高さ15mに達する。キャンピーコースは誰もが利用しやすいよう、難易度を低くしたユニバーサル設計となっている。

ドローンを活用した
新スマート物流

小菅村では、「新スマート物流SKY Hub」の集約所（ドローンデポ）を拠点とし、ドローンと車両を使用した配送と買い物代行が行われている。小菅村には食品を取り扱う商店が1



▶フォレストアドベンチャーこすげ

▶小菅村についての説明風景



店舗のみ。多くの住民が買い物のために隣接する大月市へ車で30分かけて通っているが、免許を返納した高齢者や車を持たない住民にとっては不便な状況だ。一方、村内では3事業者が宅配を行っているものの、各社車両の稼働率は低く、非効率な状況となっている。新スマート物流は物流の効率化・自動化を目指しており、各社の荷物を路線バスに貨客混載して村内の集約所（ドローンデポ）へ運び、集約所から車両とドローンを使って目的地へ届けることを計画している。地域の利便性向上と物流の効率化双方を実現できる。

フォーラム

導入のきっかけは、株式会社エアロネクストが実施したドローン飛行実験だった。産業用ドローンの機体設計を行っているエアロネクストは、ドローン先進国である中国で実験する予定だったが、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けて断念。日本国内で実験できる場所を探る中、候補地として小菅村が浮上した。

同社は令和2年9月に小菅村を視察し、その後、船木村長を訪問。2か月後、ドローン配送事業の実現に取り組み連携協定が締結された。令和3年1月には村内に子会社NEXT DELIVERYを設立し、3月に住民を招いてドローンのデモ飛行を行った。その後、4月からドローンを使用した新



▲ドローン(試作機)



▲ドローンデポ®

マート物流の実証実験を開始。11月、商用サービスとして「新スマート物流 Sky Hub®」の運用を開始し、現在はドローンデポ®を拠点に、正社員1名とアルバイト2名の3人体制でサービスを運営している。ドローンでの配送には5つのルートを設けており、最短で2分、最も遠いルートでも7分で届けることができる。

クラフトビール工場 Far Yeast Brewing

クラフトビールを製造する Far Yeast Brewing 株式会社は、東京から近く、多摩川の源流であったことや、ビール造りが盛んなドイツなどヨーロッパの寒冷な気候と似ていたことから、平成29年、小菅村に「源

流醸造所」を立ち上げた。令和2年には本社機能を小菅村に移転。この工場で作られるビールは小菅村のふるさと納税の返礼品として提供され、好評を博している。

Far Yeast Brewing は、地域活性化の取組や環境に配慮した取組を積極的に行っている。地域活性化の取組として、令和2年から地域の生産者と連携して「山梨応援プロジェクト」を立ち上げ、桃、梅、ぶどうなどさまざまな県産農産物を使用したビールを製造してきた。また、地域の観光業者と連携したイベントを開催し、地域との共生を図っている。

環境に配慮した取組としては、製造過程で出る麦芽の残渣を動物用飼料と



▲源流醸造所(Far Yeast Brewing株式会社)



▲NIPPONIA小菅 大家のフロント

して販売。ビールの副原料として使用した果物の残渣も村内の廃棄物処理施設で堆肥化し、道の駅こすげで販売するなどしている。

現在は道の駅こすげの隣で新工場建設の準備が進んでいる。今後、さらなる雇用を生み出すとともに、村の観光にも貢献していきたいとしている。

古民家ホテル NIPPONIA小菅 源流の村

古民家の再生に取り組んでいる株式会社NOTEと小菅村が協力して、「村まるごとホテル」をコンセプトに、令和元年にオープンした宿泊施設。

小菅村においても空き家の増加が問題となる中、合掌造りの古民家(細川

フォーラム

▶目の前が絶景の崖の家



邸)の家主が転居することとなり、古民家の活用について村に相談があった。村は、古民家再生の事例を紹介する講演会を開催するなど活用手段を検討。リノベーションを施し、「大家」という古くからの愛称はそのままに、新たにホテルとして生まれ変わった。

ホテルの開業に際しては、住民向けの内覧会を集落単位で開催するなど、村人の理解を得られるよう努めたという。また、「NIPPONIA 小菅源流の村」を運営するスタッフは移住者を含め全員が村の住民である。

木工工房・株式会社小菅つくる座

達しており、村内の経済循環にも寄り添っている。また、村民の協力により、宿泊者は散策や収穫体験などを楽しむことができる。

令和2年8月には第2期プロジェクトとして、村の特徴的な地形である急峻な崖の上に建てていた古民家をリノベーションした、新たな客室棟「崖の家」が誕生。小菅村で暮らすように滞在を楽しむことができる。

小菅村の木材の価値を高められるような工房を作りたいという想いから、平成30年に改修した小菅村中央公民館(別名YLO会館)に作られた工房。コンピューター制御で木材をカットするCNCルーターや、立体的な模型を作ることができる3Dプリンターが備えられている。

木工工房を管理する株式会社小菅つくる座は、小菅村産の木材を活用したものづくりを通じて豊かな暮らしを提案することを目指しており、小物や家具といった身の回りの物から、災害時に活躍が期待される組み立て式のドームハウスまで、オーダーメイドの木工製品を製作するとともに、自由な暮らしを提案する小さな家「タイニーハウス」の設計も手掛けている。

また、誰でも利用できる工房として

▶木工工房・小菅つくる座視察風景



も開放しており、小菅つくる座のメンバーが製作をサポートする。

以上、小菅村における主な取組や施設を紹介した。このほかにも「小菅村源流親子留学制度」や「タイニーハウスプロジェクト」、小菅村産の木材をふんだんに使用した村立体育館の建設など、地域の特徴を活かしたさまざまな事業が行われている。

冒頭に記載したとおり、小菅村の人口は652名。村役場に目を向ければ、職員数23名(令和5年3月現在)という小さな村である。

「この小さな村で、どうしてこれだけ多くの取組が生まれ、どのように運営されているのだろうか？」という疑問を抱いての訪問であったが、船木村長からうかがった「行政も民間と同じスピード感がなくてはならない」という言葉は示唆に富んでいる。

小菅村では、行政だけではなく、住民、移住者、民間事業者が、それぞれの立場で上手く協力しながら、「小菅村を活性化させたい」という思いを持って数々の取組が行われている。

今後、新スマート物流SkyHub®の充実、Far Yeast Brewing新工場の建設をはじめ、新たな宿泊施設の開業も検討されているという。これからもさまざまな展開が期待される小菅村を追っていききたい。

全国町村会行政部



▲集合写真 船木村長(前列中央)を囲んで

令和5年度 集合形式の研修・セミナーを実施します！

地方支援業務のメニューの1つとして、金融や地方財政に関する各種の研修・セミナーを実施しています。基礎から専門的な知識の習得、最新の動向の把握など、ニーズに応じてぜひ積極的にご活用ください。

JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

実務担当者の生の声
が聞ける！



日帰り

地方財政や地方公営企業に係る関心の高いテーマについて、国における動向や先進的な取組事例を紹介します。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
JFM 地方財政セミナー	令和5年8月30日(水)	大阪会場 (メルパルク大阪)	地方公会計、公共施設等の適正管理など
JFM 地方公営企業セミナー(基礎)	令和5年7月10日(月)	東京会場 (ルポール麹町)	公営企業の経営改善、公営企業のDX・GXなど
JFM 地方公営企業セミナー(応用)	令和5年8月29日(火)	大阪会場 (メルパルク大阪)	

宿泊型

地方公営企業等の担当職員(初任者～中堅職員)を対象とし、講義・演習を通じて地方公営企業の基本的な制度の概要及び財務会計制度、経営改善手法などについて学びます。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
JFM 地方公営企業セミナー(総合)	令和5年6月7日(水)～9日(金)	全国市町村 国際文化研修所 (JIAM:滋賀県)	座学(国における最新の動向、地方公営企業の財務会計制度)、先進自治体の事例紹介(水道の広域化、料金の適正化)、グループワーク、演習など

資金調達・資金運用に関する研修

ファイナンスアドバイザーから直接学べる！
グループワークや演習で新たな視点を獲得！



日帰り

資金調達・資金運用を基本から学びたい職員を対象とした研修を実施します。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
資金調達入門研修	令和5年8月2日(水)	東京会場 (JA 共済ビル)	借入金利の見方、借入金利の分析、銀行等引受債の借入交渉、日本経済の見方、日本銀行の金融政策と金利動向
	令和5年8月31日(木)	大阪会場 (メルパルク大阪)	
資金運用入門研修	令和5年8月3日(木)	東京会場 (JA 共済ビル)	資金運用商品の種類と特徴、資金運用のリスク管理、資金運用の手法、銀行の現状と指定金融機関、日本銀行の金融政策と金利動向
	令和5年9月1日(金)	大阪会場 (メルパルク大阪)	

宿泊型

資金調達に係る多様な選択肢の中から、自らの団体にとって最適なものを選び出す手法を探るとともに、資金運用についての基礎から専門的な知識の習得と実務遂行能力の向上を目指すことを目的とした宿泊型研修を実施します。

研修名	開催日	場所	講義プログラム(予定)
資金調達・運用・財政分析の集中講座	令和5年7月12日(水)～14日(金)	全国市町村国際文化研修所 (JIAM:滋賀県)	資金調達入門研修、資金運用入門研修、資金調達・運用に関する取り組み(事例発表)、グループワーク、演習など ※一部、日帰り研修の内容と重複しています。
	令和5年9月20日(水)～22日(金)	市町村職員中央研修所 (JAMP:千葉県)	

お知らせ

- 新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止の対策として開催を中止する場合があります。最新の情報は機構HPでご確認ください。
- お申し込みは機構HP(宿泊型研修はJIAM、JAMPのHP)にて受付けます。
<https://www.jfm.go.jp/support/development/training/index.html>

地方公共団体金融機構 研修 検索



お問い合わせ先

- ☎ 調査企画課 :03-3539-2676
- ☎ ファイナンス支援課 :03-3539-2677
- ✉ chihoushien@jfm.go.jp (共通)

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く
地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

情 報



町村かわら版

IoTで1人暮らしの高齢者支援へ 福島県広野町が双方向ネットワークで 安全確認

福島県広野町は今年度、一人暮らしの高齢者世帯と双方向性のネットワークを結び、生活や健康に関わる情報提供と安全確認のサービスを始める。民間事業者のIoT(モノのインターネット)技術を活用する。双葉郡では、東京電力福島第一原発事故に伴う特定復興再生拠点区域(復興拠点)の避難指示が1日で全て解除されたが、長く避難指示が続いた地域では、帰還者の多くが高齢者であったり、生活環境の整備が十分でなかったりなど課題は多い。広野町の取り組みは、他の町村でも帰還への安心感を高める取り組みとして注目を集めそうだ。

町は事業対象として、町内に住む75歳以上の一人暮らし138世帯を想定している。初年度は希望する約100世帯に導入する計画。高齢者の困りごとを解決する事業を展開しているMIRKAWAY A21(本社・東京都)と提携し、各世帯に専用端末「マココロボタン」を配備する。コンテンツにつなぐだけで、町の発信する情報が流れる。高齢者が付属のボタンを押すと、発信者側に音声が届いたことが伝わると、安全確認につながる。

忘れがちな「ミミ」の日や総合検診など、暮らしに役立つ情報をリアルタイムで

音声配信するほか、選挙の投票日、夏祭りなどのイベント案内も提供する。健康面のサポートでは、暑い日に熱中症予防を呼びかけたり、個別に持病の服薬時間を知らせたりすることを想定。頭の体操としてのクイズの出題なども可能で、一人暮らしの認知症予防効果も期待されるといふ。

町は「福祉のまちづくり」を宣言し、高齢者が住みやすい安全・安心のまちづくりを進めている。端末は、将来的に家事の代行や買い物支援、事務手続きなど高齢者の幅広い要望に応えるサービスの提供も視野に入れる。

町は3月定例町議会の2023(令和5)年度当初予算に関連予算を計上し、可決された。4月中旬に希望者を募り、早ければ5月に試験的に運用を始める。遠藤智明町長は「新しい生活スタイルを確立し、生き生きと暮らせる環境を提供していきたい」と語る。(福島民報・4月10日)

手話でSDGs動画を 市川三郷 聴覚障害者の職責制作

山梨県市川三郷町は、SDGs(持続可能な開発目標)を手話で説明する動画を作った。聴覚に障害のある町福祉課職員の村松裕子さん(57)が、聴覚障害者の要望に応える形で企画し、編集も担当した。

村松さんによると、普段の業務などで接している聴覚障害者から「SDGsとは何か」という質問を受け、理解促進につなげようと動画制作を企画した。専用のソフトを使い、撮影した映像の編集にも取り組んだ。

動画は短編(約6分)と長編(約5分を2本)を用意。町職員が「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」などSDGsの17項目の目標達成に必要な行動の具体例を説明し、手話通訳士が聴覚障害者向けに内容を知らせている。

動画は町ホームページや動画投稿サイト「YouTube」で視聴できる。村松さんは手話で「一緒にSDGsについて勉強しながら、具体的な行動につなげられればうれしい」と期待を寄せた。

(山梨日日新聞・4月5日)

職員の副業認める 得た経験を行政に 反映、和歌山県高野町

和歌山県すさみ町は本年度から、職員の副業を認める規則の運用を始めた。地域おこしにつながるような活動を認めることで知識や経験が得られ、結果として職員の能力が高まり、行政サービスの質の向上にもつながると期待している。

地方公務員法に基づく制度。副業を希望する職員が、所属長を通じて町長に許可を申請する仕組み。本業に支障を来さないか、利害関係の有無を確認するほか、公務員としての信用に影響しないかどうかも踏まえて判断する。

規則の運用に際し、町は「まちづくり推進」「農林漁業の振興」「保健、医療、福祉の増進」「任命権者(町長)が認めるもの」など12項目を対象として挙げ、会計年度任用職員を含む全職員の約1800人に通知した。副業の時間や報酬額は、内閣人事局が2019年3月に公表した内容を参考にしている。時間は勤務時間外で週8時間以下、1カ月で30時間以下。報酬は「社会通念上、相当と認められる程度」とされている。

さまざまな事例が想定されるため、ケース・バイ・ケースで判断する。具体例を示すことも検討する。

職員の副業を認める背景には、町で進む過疎化と少子高齢化、後継者不足がある。3月末の町人口は3630人で、高齢化率は47.6%。10年前(2013年3月末)は人口4691人、高齢化率42%だった。

一方、町職員の年代構成では20〜30代が最多という。この職員らに職務外で地域へ出ることを促し、持続可能なまちづくりを進めていきたいという。

(紀伊民報・4月12日)

ドローンで農業散布実験 作業時間は10分の1 高知県土佐町

ドローンによる農業散布の実証実験がこのほど、土佐町田井の田んぼで初めて行われた。住民らは通常の10分の1の時間で短縮できたことに感心。今後、試験を繰り返して課題を検証し、実用化を目指す。

情報通信技術(ICT)を活用して農業の省力化につなげようと、町や県、集落活動センターなどでつくる町デジタル技術導入推進協議会が実施。同協議会は県の補助金を活用して農業10リットルが入るドローン(縦横約1メートル)1台(約230万円)を3月に購入し、集落活動センター松ヶ丘に配置している。

3月29日、同センター近くの田んぼに住民のほか町職員や県の嶺北農業改良普及所職員ら12人が集合。農機具メーカー社員が田んぼの広さや飛行高度などの情報をコントローラーに入力すると、ドローンは衛星利用測位システム(GPS)などを使って自律飛行し、5分ほどで約30アールの田んぼに農業に見立てた水をまき終えた。

(高知新聞・4月4日)

47行政

本コーナーの記事は施策立案にも役立つ「47行政ジャーナル」の許諾を受けて掲載しています。

<https://47gyosei.jp/>

随 想

中能登町は、石川県の能登半島の中央に位置しており、人口は約1万7千人で、面積は89・45km²、能登半島で唯一海に面していない町です。

平成の大合併により、鳥屋町、鹿島町、鹿西町が合併し誕生してから早や18年が経ち、新しい歴史文化の歩みを刻んでいるところですが、町内には歴史や文化を物語る数多くの史跡が残されており、国指定史跡である石動山や雨の宮古墳群があります。また、中能登町の繊維産業の源流となる約二千年前から伝わる麻織物

われていたとの記録があります。

そして、織物工場で学んだ技術を活かして独立され、町内では最大で300件以上の織物工場があり、夫婦共に力をあわせて働く共稼ぎでの織物工場の経営がされていました。そうした環境の中で、子育て環境整備の必要性や、公民館活動など、さまざまなまちづくりが推進されてきました。

このことから、合併前の旧町においてもさまざまな子育て支援策があり、新町発足後も、さらなる子育て

添う独自の取組を行っています。

その中で、「お母さんの休み時間」が好評を得ており、赤ちゃんのお世話をする中で、心にたまった悩みや疑問の情報交換ができる場となっています。

妊娠や子育て期を経て、思春期に至るまでにさまざまな悩みを抱えることが多くあります。そうした幅広い悩みをワンストップ

で、専門知識を持つ助産師や保健師、保育士と管理栄養士等がチームを組み、相談に応じしています。

され民宿やゲストハウスを開業され経営される方が増えてきています。

一日一客のおもてなしや、宿泊者同士が交流する宿、そして地元の人と交流する場となっているようです。宿泊された方に、宿の印象をお聞きしますと、宿の外から聞こえる鳥のさえずりや、虫の鳴き声、春の水田での力エルの鳴き声、遠くから折聞こえる電車の音等、地域に長く住んでいる私たちがあたり前だと

思っていた音が、どこか懐かしく聞こえるとのことでした。中能登町の古民家の宿に宿泊された方は、ゆったりとした中能登時間の流れを感じて、ひと時の癒しを感じられているようです。

この地には「能登はやさしや土までも」という言葉が語り伝えられています。かつては山岳信仰の霊場として栄えた石動山にゆかりのある言葉で、中能登に暮らす人の情や、風土、結びつきが言い表されています。こうした言葉が伝わる石動山において、第10回中能登トレジャーイルラン大会を今秋開催します。今回は記念大会として、歴史をたどる新たなコースも準備しております。私も走ることを趣味のひとつとしており、昨年も前日に開催されるプレイベントにも参加しております。

皆さま方との出会いとふれあいを楽しみに、中能登の地で皆さまをお迎えすることを心待ちにしております。



ふるさと ふれあい 心を育み ささえあえる中能登町へ

石川県中能登町長 宮下 為幸

の能登上布が連綿と受け継がれており、能登上布の技術が合繊織物の技術に結びつき、かつては東洋一の生産量を誇る地域となりました。

このことから、中能登町では繊維産業を中心としたものづくり産業が発展していた地域でもあったことから、昭和30年代には日本各地から集団就職を受け入れており、若くして故郷を離れて織物工場に就職された従業員の学びの場としての教育環境があるとともにスポーツの大会や文化活動・クラブ活動等が活発に行

支援の拡充により、直近の中能登町の出生率は、1・83%と県内トップとなり、幸福度が高い北陸3県でも上位にあります。

特に、廃校となった旧中学校校舎を役場庁舎として改修し、開庁にあわせて職員提案で組織の見直しを行い、新たに「子育て支援室」を発足しました。

子育て支援室では、妊娠前から18歳までの育児を手厚くサポートするため、多岐にわたる相談窓口を開設し、ライフステージにきめ細かく寄り

乳幼児期や学童期、そして思春期のさまざまな悩みに、気軽に話せる機会を設け、心にたまった悩みや疑問を情報交換し、会話を楽しむことに集中できるよう、子育てのベテランが赤ちゃんのお世話をするなど、心置きなく語り合う時間を大切にしています。

こうした子育て支援の充実により、能登地域にあって人口減少がゆるやかな状況となっていますが、中能登町に移住を希望される方や、空き家を利用し、セルフリノベーションを